

2012/01/16 08:54 現在の情報です。

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-27-1神宮外苑ビル3F  
W i l l v i i 株式会社  
会社法人等番号 0110-01-050720

商 号	W i l l v i i 株式会社	
本 店	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目29番11号	平成19年 7月 1日移転 平成19年 7月 2日登記
	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-27-1神宮外苑ビル3F	平成23年 3月14日移転 平成23年 4月11日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成19年1月11日	
目的	1 電気製品販売等に係るコンサルティング 2 電気製品販売等に係る情報提供サービス業 3 商品の売買等の仲介等 4 経営コンサルタント業務 5 市場調査に関する業務 6 電気製品の販売等 7 書籍・雑誌その他印刷物及び電子出版物の企画、制作及び販売 8 前各号に附帯し関連する一切の事業 平成19年 7月25日変更	平成19年 8月 6日登記
発行可能株式総数	3000株	平成19年 7月25日変更 平成19年 8月 6日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1084株 各種の株式の数 普通株式 909株 A種優先株式 175株	平成20年 2月29日変更 平成20年 3月 6日登記
資本金の額	金1億2852万5000円	平成20年 2月29日変更 平成20年 3月 6日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内 容	普通株式2800株 A種優先株式200株 1. 当会社は、残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先株式1株につき400,000円（以下「A種優先分配額」という。）を支払う。その支払い後、残余財産がある場合は、普通株主又は普通登録株式質権者に対し、普通株式1株につき50,000円を支払う。 前項による支払いの後、残余財産がある場合は、当会社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前項による分配額に加え、A種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産と同額の残余財産を分配する。 2. 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式を通じて同一割合でこれを行う。 3. A種優先株式の分割又は併合が行われたときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、分割の比率とは、株式分割後の発行済株式総数を株式分割前の発行済株式総数で除した数を、併合の比率とは、株式併合後の発行済株式総数を株式併合前の発行済株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。 調整後 当該調整前の分配額 × 1 =———— 分配額 分割・併合の比率 4. A種優先株主は、A種優先株主となった日の翌日以降、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、当会社に対しA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。 (1) 取得請求権の行使により交付される普通株式数	

A種優先株式 1株の取得請求権の行使により交付される当会社の普通株式の株式数（以下「優先取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使によりA種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わない。

#### A種優先株式の1株当たりの払込金額

優先取得比率 =

取得価額

(2) 上記の当時のA種優先株式の1株あたりの払込金額及び取得価額は40000円とする。

5.4. に定めるA種優先株式の1株当たりの払込金額（以下「A種優先株式払込金額」という。）及び取得価額（以下「取得価額」という。）は、以下の定めにより調整される。

(1) 株式の分割又は併合による調整

A種優先株式発行後、株式の分割又は併合を行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとする。また、この場合A種優先株式払込金額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

調整後 
$$\frac{\text{当該調整前の取得価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

取得価額 
$$\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(2) 株式の発行による調整

調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、次の算式により取得価額を調整する。但し、A種優先株式の発行済株式数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

$$\text{調整後} = \frac{(\text{調整前取得価額} \times \text{既発行株式数}) + (\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額})}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

取得価額 
$$\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$
  
円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(3) 新株予約権の発行による調整

調整前の取得価額を下回る価額を新株（普通株式とは限らない）1株の払込金額とする新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、かかる新株予約権の発行日に発行される新株予約権が全て行使されたものとみなし、上記の取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使により発行される新株1株の発行価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。但し、A種優先株式の発行済株式数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

(4) その他の事由による調整

上記(1)、(2)に掲げた事由によるほか、合併、株式交換、株式移転、会社の分割、若しくは資本の減少のために取得価額の調整を必要とする場合には、当会社はA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。

6. A種優先株主は、当会社株主総会において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

7. 当会社は、A種優先株式の払込期日の翌日以降、当会社の株式につきいずれかの証券取引所への上場又は日本証券業協会への店頭登録（以下「株式公開」という。）が承認された場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のA種優先株式の全部を取得し、これと引換えにA種優先株主に対し当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、4. 及び5. の定めを準用する。

平成19年 7月25日設定 平成19年 8月 6日登記

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡又は取得することができない。 平成19年 7月25日変更 平成19年 8月 6日登記		
---------------	---	--	--

役員に関する事項	取締役	塚崎秀雄	
	取締役	塚崎秀雄	平成21年 3月26日重任 平成21年 5月21日登記
	取締役	塚崎秀雄	平成23年 3月29日重任 平成23年 4月11日登記
	取締役	飼谷健	平成19年 4月 1日就任 平成19年 4月 2日登記

		平成21年 3月26日退任
		平成21年 5月21日登記
取締役	山 口 政 宏	平成19年 7月25日就任
(社外取締役)		平成19年 8月 6日登記
取締役	山 口 政 宏	平成21年 3月26日重任
(社外取締役)		平成21年 5月21日登記
		平成21年 9月30日辞任
		平成23年 4月11日登記
取締役	森 嶋 健 治	平成21年 3月26日就任
		平成21年 5月21日登記
取締役	森 嶋 健 治	平成23年 3月29日重任
		平成23年 4月11日登記
取締役	藤 井 広 大	平成21年 3月26日就任
		平成21年 5月21日登記
取締役	藤 井 広 大	平成23年 3月29日重任
		平成23年 4月11日登記
東京都豊島区高田二丁目7番2号 代表取締役	塚 崎 秀 雄	
東京都豊島区高田二丁目7番2号 代表取締役	塚 崎 秀 雄	平成21年 3月26日重任
		平成21年 5月21日登記
東京都豊島区高田二丁目7番2号 代表取締役	塚 崎 秀 雄	平成23年 3月29日重任
		平成23年 4月11日登記
監査役	長 友 英 資	平成19年 7月25日就任
(社外監査役)		平成19年 8月 6日登記
監査役	長 友 英 資	平成23年 3月29日重任
(社外監査役)		平成23年 4月11日登記
社外取締役等の会 社に対する責任の 制限に関する規定	当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について 法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以 上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額と する。 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について 法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以 上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額と する。	平成19年 7月25日設定 平成19年 8月 6日登記
新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 160個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式160株 (新株予約権の目的である株式は、当社普通株式1個を上限とする。ただし、 下記の場合に調整されることがある。 a. 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)後に、当社が当社	

普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む、以下同じ）または株式併合を行なう場合、次の算式により、目的となる株式の数を調整する。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないものの目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

- b. 上記のほか、割当日後に、目的となる株式の数の調整が必要となるやむを得ない事由が生じた場合は、当社が適当と考える方法で株式数の調整を行うことができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

5万円

ただし、行使価額は、下記の場合に調整されることがある。

- a. 割当日後に、当社が行使価額を下回る価額で新規に株式を発行する場合（新株予約権の行使によるものを除く）または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcl} \text{既発行} & \text{調整前} & \text{新規発行} \\ \text{調整後} & \text{株式数} \times \text{行使価額} & + \text{株式数} \times \text{払込金額} \end{array} = \frac{\text{行使価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- b. 割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行なう場合、次の算式により行使価額を調整する。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないものについて行なわれ、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & \text{調整前} & 1 \\ \text{既発行} & \text{行使価額} & \times \\ \text{調整後} & \text{行使価額} & \text{分割または併合の比率} \end{array}$$

- c. 上記のほか、割当日後に、行使価額の調整が必要となるやむを得ない事由が生じた場合は、当社が適当と考える方法で行使価額の調整を行うことができる。

新株予約権を行使することができる期間

平成19年5月1日から平成59年4月30日までとする。ただし、行使期間の開始日が当会社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また、行使期間の最終日が当会社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

なし

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割計画もしくは分割契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

平成19年 4月23日発行

平成19年 5月 7日登記

## 第2回新株予約権

新株予約権の数

10個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 10株

（新株予約権の目的である株式は、当社普通株式1個を上限とする。ただし、下記の場合に調整されることがある。）

- a. 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）後に、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む、以下同じ）または株式併合を行なう場合、次の算式により、目的となる株式の数を調整する。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないものの目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

- b. 上記のほか、割当日後に、目的となる株式の数の調整が必要となるやむを得ない事由が生じた場合は、当社が適当と考える方法で株式数の調整を行うことができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

5万円

ただし、行使価額は、下記の場合に調整されることがある。

- a. 割当日後に、当社が行使価額を下回る価額で新規に株式を発行する場合  
(新株予約権の行使によるものを除く) または自己株式を処分する場合は、  
次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{cccc} \text{既発行} & \text{調整前} & \text{新規発行} & 1\text{株当たり} \\ \text{調整後} & \text{株式数} \times \text{行使価額} & + & \text{株式数} \times \text{払込金額} \end{array}$$

$$= \frac{\text{行使価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社  
が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、  
「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- b. 割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行な  
う場合、次の算式により行使価額を調整する。なお、かかる調整は、新株  
予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないも  
のについて行なわれ、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{ccccc} \text{調整後} & \text{調整前} & & 1 & \\ = & \text{行使価額} & \times & & \end{array}$$

$$\text{行使価額} = \frac{\text{行使価額}}{\text{分割または併合の比率}}$$

- c. 上記のほか、割当日後に、行使価額の調整が必要となるやむを得ない事  
由が生じた場合は、当社が適当と考える方法で行使価額の調整を行うこと  
ができる。

#### 新株予約権行使することができる期間

平成21年4月24日から平成29年4月22日までとする。ただし、行使  
期間の開始日が当会社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、  
また、行使期間の最終日が当会社の休業日にあたるときはその前営業日を最  
終日とする。

#### 新株予約権の行使の条件

なし

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割計画もしくは分  
割契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画につい  
て株主総会の承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなさ  
れたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

平成19年 4月23日発行

平成19年 5月 7日登記

平成21年3月26日第2回新株予約権全部放棄

平成23年 4月11日登記

#### 第3回新株予約権

新株予約権の数

90個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 90株

(新株予約権1個当たりの目的である株式は、当社普通株式1株とする。た  
だし、下記の場合に調整されることがある。)

- a. 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）後に、当社が当社  
普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む、以下同じ）または株式併合を行な  
う場合、次の算式により、目的となる株式の数を調整する。なお、かかる  
調整は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使さ  
れていないものの目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる  
1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

- b. 上記のほか、割当日後に、目的となる株式の数の調整が必要となるやむ  
を得ない事由が生じた場合は、当社が適当と考える方法で株式数の調整を行  
うことができる。)

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

40万円

ただし、行使価額は、下記の場合に調整されることがある。

- a. 割当日後に、当社が行使価額を下回る価額で新規に株式を発行する場合  
(新株予約権の行使によるものを除く) または自己株式を処分する場合は、  
次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{cccc} \text{既発行} & \text{調整前} & \text{新規発行} & 1\text{株当たり} \\ \text{調整後} & \text{株式数} \times \text{行使価額} & + & \text{株式数} \times \text{払込金額} \end{array}$$

$$= \frac{\text{行使価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

b. 割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行なう場合、次の算式により行使価額を調整する。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないものについて行なわれ、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後 調整前 1

= × \_\_\_\_\_

行使価額 行使価額 分割または併合の比率

c. 上記のほか、割当日後に、行使価額の調整が必要となるやむを得ない事由が生じた場合は、当社が適当と考える方法で行使価額の調整を行うことができる。

#### 新株予約権行使することができる期間

平成19年8月1日から平成59年7月31日までとする。ただし、行使期間の開始日が当会社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また、行使期間の最終日が当会社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

#### 新株予約権の行使の条件

- a. 新株予約権行使するには、新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員、顧問、顧問契約している法人の代表者その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当該地位でない場合であっても、当社取締役会決議で認めた場合は権利行使できるものとする。
- b. 新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。
- c. その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が権利行使する条件に該当しなくなった場合、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割計画もしくは分割契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画又は当社の解散について株主総会の承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

平成19年 8月 1日発行
平成19年 8月 6日登記

#### 第4回 (A) 新株予約権

##### 新株予約権の数

10個とする。

##### 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 10株

新株予約権1個当たりの目的である株式は、当社普通株式1株とする。ただし、下記の場合に調整されることがある。

a. 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）後に、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む、以下同じ）または株式併合を行なう場合、次の算式により、目的となる株式の数を調整する。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないものの目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割または併合の比率

b. 上記のほか、割当日後に、目的となる株式の数の調整が必要となるやむを得ない事由が生じた場合は、当社が適当と考える方法で株式数の調整を行うことができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

##### 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき財産の価額は、新株予約権の行使により発行される新株1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）である金40万円に、当該新株予約権の目的たる株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は、下記の場合に調整されることがある。

a. 割当日後に、当社が行使価額を下回る価額で新規に株式を発行する場合（新株予約権の行使によるものを除く）または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額=[既発行株式数×調整前行使価額+新規発行株式数×1株当たり払込金額]／(既発行株式数+新規発行株式数)

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

b. 割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行なう場合、次の算式により行使価額を調整する。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないものについて行なわれ、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割または併合の比率})$$

c. 上記のほか、割当日後に、行使価額の調整が必要となるやむを得ない事由が生じた場合は、当社が適当と考える方法で行使価額の調整を行うことができる。

#### 新株予約権を行使することができる期間

平成22年9月12日から平成29年9月10日までとする。

ただし、行使期間の開始日が当会社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また、行使期間の最終日が当会社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

#### 新株予約権の行使の条件

①新株予約権を行使するには、新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員、顧問、顧問契約している法人の代表者その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当該地位でない場合であっても、当社取締役会決議で認めた場合は権利行使できるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。

③「新株予約権を行使することができる期間」で定める行使期間開始後、最初に到来する2年間及び次に到来する2年間において、それぞれ割当てられた予約権の個数の4分の1を上限として権利行使することができる。その後この3年間において、割り当られた予約権の個数の2分の1を権利行使することができる。

④その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」に定める規定により権利行使する条件に該当しなくなった場合、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割計画もしくは分割契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画または当社の解散について株主総会の承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

平成19年 9月28日発行

平成19年10月11日登記

### 第5回 (A) 新株予約権

#### 新株予約権の数

10個とする。

#### 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 10株

新株予約権1個当たりの目的である株式は、当社普通株式1株とする。ただし、下記の場合に調整されることがある。

a. 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）後に、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む、以下同じ）または株式併合を行なう場合、次の算式により、目的となる株式の数を調整する。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないものの目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

b. 上記のほか、割当日後に、目的となる株式の数の調整が必要となるやむを得ない事由が生じた場合は、当社が適当と考える方法で株式数の調整を行うことができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

#### 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき財産の価額は、新株予約権の行使により発行される新株1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）である金40万円に、当該新株予約権の目的たる株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は、下記の場合に調整されることがある。

a. 割当日後に、当社が行使価額を下回る価額で新規に株式を発行する場合（新株予約権の行使によるものを除く）または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = (\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1) \text{ 当り払込金額} / (\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数})$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

b. 割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行なう場合、次の算式により行使価額を調整する。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないものについて行なわれ、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割または併合の比率})$$

c. 上記のほか、割当日後に、行使価額の調整が必要となるやむを得ない事由が生じた場合は、当社が適当と考える方法で行使価額の調整を行うことができる。

#### 新株予約権を行使することができる期間

平成22年9月22日から平成29年9月20日までとする。

ただし、行使期間の開始日が当会社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また、行使期間の最終日が当会社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

#### 新株予約権の行使の条件

なし

#### 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割計画もしくは分割契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画または当社の解散について株主総会の承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

平成19年 9月28日発行

平成19年10月11日登記

#### 第6回新株予約権

##### 新株予約権の数

50個とする。

22個とする。

平成21年 3月25日変更 平成21年 5月21日登記

##### 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 50株

新株予約権1個当たりの目的である株式は、当社普通株式1株とする。ただし、下記の場合に調整されることがある。

a. 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）後に、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む、以下同じ）または株式併合を行なう場合、次の算式により、目的となる株式の数を調整する。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないものの目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

b. 上記のほか、割当日後に、目的となる株式の数の調整が必要となるやむを得ない事由が生じた場合は、当社が適当と考える方法で株式数の調整を行うことができる。

普通株式 22株

新株予約権1個当たりの目的である株式は、当社普通株式1株とする。ただし、下記の場合に調整されることがある。

a. 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）後に、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む、以下同じ）または株式併合を行なう場合、次の算式により、目的となる株式の数を調整する。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないものの目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

b. 上記のほか、割当日後に、目的となる株式の数の調整が必要となるやむを得ない事由が生じた場合は、当社が適当と考える方法で株式数の調整を行うことができる。

平成21年 3月25日変更 平成21年 5月21日登記

##### 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

##### 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき財産の価額は、新株予約権の行使により発行される新株1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）である金450,000円に、当該新株予約権の目的たる株式数を乗じた金額とする。

ただし、行使価額は、下記の場合に調整されることがある。

a. 割当日後に、当社が行使価額を下回る価額で新規に株式を発行する場合（新株予約権の行使によるものを除く）または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} =$$

- 〔既発行株式数×調整前行使価額+新規発行株式数×1株当たり払込金額〕  
／（既発行株式数+新規発行株式数）
- 上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。
- b. 割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行なう場合、次の算式により行使価額を調整する。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないものについて行なわれ、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。  
 調整後行使価額=調整前行使価額×（1／分割または併合の比率）
- c. 上記のほか、割当日後に、行使価額の調整が必要となるやむを得ない事由が生じた場合は、当社が適当と考える方法で行使価額の調整を行うことができる。

#### 新株予約権を行使することができる期間

平成22年5月1日から平成30年2月28日までとする。

ただし、行使期間の開始日が当会社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また、行使期間の最終日が当会社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

#### 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権を行使するには、新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員、顧問、顧問契約している法人の代表者その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当該地位でない場合であっても、当社取締役会決議で認めた場合は権利行使できるものとする。
- ②新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。
- ③「新株予約権を行使することができる期間」で定める行使期間開始後、最初に到来する2年間及び次に到来する2年間においては、それぞれ割当された予約権の個数の4分の1を上限として権利行使することができる。
- ④その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### 会社が新株予約権を取得する事由及び取得の条件

新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」に定める規定により権利行使する条件に該当しなくなった場合、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割計画または分割契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画もしくは当社の解散について株主総会の承認（株主総会の承認が必要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

平成20年 3月28日発行
平成20年 4月 4日登記

#### 第7回新株予約権

##### 新株予約権の数

20個とする。

##### 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 20株

新株予約権1個当たりの目的である株式は、当社普通株式1株とする。ただし、下記の場合に調整されることがある。

- a. 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）後に、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む、以下同じ）または株式併合を行なう場合、次の算式により、目的となる株式の数を調整する。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないものの目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割または併合の比率

- b. 上記のほか、割当日後に、目的となる株式の数の調整が必要となるやむを得ない事由が生じた場合は、当社が適当と考える方法で株式数の調整を行うことができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

##### 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき財産の価額は、新株予約権の行使により発行される新株1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）である金450,000円に、当該新株予約権の目的たる株式数を乗じた金額とする。

ただし、行使価額は、下記の場合に調整されることがある。

- a. 割当日後に、当社が行使価額を下回る価額で新規に株式を発行する場合（新株予約権の行使によるものを除く）または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

**調整後行使価額＝**

$$\frac{[\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}]}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- b. 割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行なう場合、次の算式により行使価額を調整する。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないものについて行なわれ、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割または併合の比率})$$

- c. 上記のほか、割当日後に、行使価額の調整が必要となるやむを得ない事由が生じた場合は、当社が適当と考える方法で行使価額の調整を行うことができる。

**新株予約権を行使することができる期間**

平成24年3月27日から平成31年3月26日までとする。

ただし、行使期間の開始日が当会社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また、行使期間の最終日が当会社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

**新株予約権の行使の条件**

なし

**会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件**

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割計画もしくは分割契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画または当社の解散について株主総会の承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

平成21年 4月20日発行

平成21年 5月21日登記

**第8回新株予約権**

**新株予約権の数**

20個とする。

**新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法**

普通株式 20株

新株予約権1個当たりの目的である株式は、当社普通株式1株とする。ただし、下記の場合に調整されることがある。

- a. 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）後に、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む、以下同じ）または株式併合を行なう場合、次の算式により、目的となる株式の数を調整する。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないものの目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

- b. 上記のほか、割当日後に、目的となる株式の数の調整が必要となるやむを得ない事由が生じた場合は、当社が適当と考える方法で株式数の調整を行うことができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

**新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法**

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき財産の価額は、新株予約権の行使により発行される新株1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）である金450,000円に、当該新株予約権の目的たる株式数を乗じた金額とする。

ただし、行使価額は、下記の場合に調整されることがある。

- a. 割当日後に、当社が行使価額を下回る価額で新規に株式を発行する場合（新株予約権の行使によるものを除く）または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} =$$

$$\frac{[\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}]}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- b. 割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行なう場合、次の算式により行使価額を調整する。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないものについて行なわれ、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

る。

調整後行使価額=調整前行使価額×(1／分割または併合の比率)

- c. 上記のほか、割当日後に、行使価額の調整が必要となるやむを得ない事由が生じた場合は、当社が適当と考える方法で行使価額の調整を行うことができる。

**新株予約権を行使することができる期間**

平成24年4月1日から平成31年3月25日までとする。

ただし、行使期間の開始日が当会社の休業日にあたるとときはその翌営業日を開始日とし、また、行使期間の最終日が当会社の休業日にあたるとときはその前営業日を最終日とする。

**新株予約権の行使の条件**

- ①新株予約権を行使するには、新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員、顧問、顧問契約している法人の代表者その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当該地位でない場合であっても、当社取締役会決議で認めた場合は権利行使できるものとする。
- ②新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。
- ③「新株予約権を行使することができる期間」で定める行使期間開始後、最初に到来する2年間及び次に到来する2年間においては、それぞれ割当された予約権の個数の4分の1を上限として権利行使することができる。
- ④その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

**会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件**

新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割計画もしくは分割契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画もしくは当社の解散について株主総会の承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

平成21年 4月20日発行

平成21年 5月21日登記

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成19年 7月25日設定	平成19年 8月 6日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成19年 7月25日設定	平成19年 8月 6日登記
登記記録に関する事項	設立	平成19年 1月11日登記

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。